

## 【6 市民活動を支援するための基金の設置】 49件

(必要性) 2件

番号	意見の概要	市の考え方
290	・基金のような財政的支援は必要。	市民活動を支援するための基金を設置し、寄附文化の醸成を図っていきます。
291	・市民憲章で集められ使途も不明な寄附金などもあるなかで、安易に基金設置といわれても賛成できない。	市民活動促進基金では、助成を受けた団体が使途と事業結果について寄附者及び市民に報告することを義務付け、基金制度の透明性を確保します。

(基金のわかりやすさ) 4件

番号	意見の概要	市の考え方
292 293	・基金の意図を明確にし、市民が参加しやすいようにしてほしい。(2件)	ご意見にあるように、わかりやすい基金を目指し、寄附方法、助成までの流れ、助成対象となる団体の態様、助成される事業例、助成された団体の義務などについて、今後、ホームページやパンフレットを作成し具体的に説明いたします。
294	・どの程度の基金でどういった活動ができるのか、また、どの程度の募金を必要としているのか、などを示すことで、共感を得られる募金活動となるのではないかと。	
295	・資金の支援については、あまり期待感を持たせない方がよいし、目標額等がわかるとよい。	

(助成先の選定) 20件

番号	意見の概要	市の考え方
296 299	・活動内容をよく把握して助成してほしい。(4件)	基金の助成に当たっては、市民活動促進テーブルにより、団体登録の際の審査、事業申請の際の審査、活動結果の報告の審査、事業内容の公開などを行います。
300	・一つの団体での構成員の人数、また、自己資金内容について具体的には制限を入れなくてもよいのか。	助成に申請できる団体の構成員の人数基準も設ける予定です。また、分野指定助成では、他の団体のモデルになるような先駆的な事業を対象に行う予定ですが、この助成を受けるには自己資金もある一定程度必要になると考えています。なお、詳しい助成内容については、要綱や説明パンフレットを作成します。
301	・助成の基準を高め置いて、助成先を絞るといっても一つの手ではないか。	
302	・財務状況の確認や事業の抜き打ち監査等が必要だと思うが、促進テーブルや事務局で対応できるか疑問。	促進テーブルで必要と判断したときに、市と促進テーブルの専門部会が実地調査、代表者へのヒアリング調査等を行うことになると考えています。
303	・助成は、既存団体だけでなく、新規に団体を立ち上げる場合にも行われるとよい。	分野指定助成では、新規団体でも条件が適えば申請できます。
304	・小規模活動グループや活動開始直後のグループも助成の対象に含めて考え、地域社会全体で、市民活動への「補助・助成・委託事業」が拡大されることを願う。	分野指定助成では、小規模団体であっても、他の団体と連携して事業を行う場合には、対象とする考えです。
305	・「一定規模以上」等の特定の団体を対象とした場合、寄附する側の選択肢が狭くなり、また、寄附される側にとっては、多くの団体が関係のない制度になる。	

306	・基金が特定グループに集中する懸念がある。	公正・公平性を保つために促進テーブルで厳正な審査を行ってまいります。
307	・余裕のない市民団体等への活動報告作成のフォローなども必要かと思うが、事務量等含め、市が対応するかどうかは慎重な検討が必要。	事業報告の作成等は助成を受けた団体の義務となりますが、報告書の書き方や見本を市が作成し公表することや、様式をホームページからダウンロードできるようにするなど、助成を受けた団体があまり負担にならないよう配慮と工夫をしていきたいと思っております。
308	・基金の助成対象として、福祉のまち推進センターと社会福祉法人札幌市社会福祉協議会を含めてほしい。	社会福祉法に基づく社会福祉法人はこの条例の基金による助成対象には含みませんが、任意団体である福祉のまち推進センターは助成の対象とする予定です。ただ、申請を行う事業に対して既に札幌市における他の助成制度による助成を受けている場合には、重複して本基金の助成を申請することはできないこととします。
309	・団体指定寄附制度の登録団体として、福祉のまち推進センターを含めてほしい。	
310	・いろいろな団体から申請が出た場合、どう対応するのか。	担当課と促進テーブルの密接な連携のもと、状況に応じ対応していきたいと考えています。なお、分野指定助成では、1次審査の書類選考、2次審査の公開プレゼンテーションで段階的に選考・審査を行い、効率的な審査を進めてまいります。
311	・助成を受けた団体は、名刺やホームページなどに助成マークのようなものをつけてはどうか。	ご意見は、今後、助成制度実施後の参考にさせていただきます。
312	・助成した団体をホームページで公表し、その団体に対して市民が意見や要望を言えるようにしてはどうか。	
313	・活動を理解し共感した団体へ寄附できるのか、それとも全ての団体に均等に寄附されるのか。自分は主旨に賛同できる団体へしか寄附しない。	団体指定助成では、登録された団体の中から、応援したい団体を1つ選んでいただき、寄附できる仕組みです。このような寄附があった場合、寄附者の意向を尊重して指定された団体の事業に助成を行います。
314	・団体の活動範囲（地域）で寄附団体を選べるようにしてはどうか。	基金運営に当たっては、ご意見を参考にさせていただきます。
315	・基金の助成は、妥当性の検証が不可欠である。一定額以上の助成は、団体への審査の厳格化や報告・公表の義務付けを行うべき。	助成に当たっては、一定の基準に基き審査を行うとともに、助成された事業の報告も公表していきます。

(基金の運用) 3件

番号	意見の概要	市の考え方
316 ～ 318	・寄附等による支援についても、皆が納得する使い方となるよう配慮する必要がある。(3件)	基金による助成に当たっては、促進テーブルにより、一定の基準に基き厳正な審査を行うとともに、チェックについても、申請時はもちろん、事業実施中、事業終了後というように、複数のチェックを行うようにします。また、事業結果については、ホームページ等で公表します。

(資金の調達) 5件

319	・寄附や基金で十分な資金調達ができるのか、疑問である。	寄附を集めるために、さまざまな寄附方法を用意するとともに、寄附の募集に関して積極的にPRを行います。また、寄附を集める際には、市だけでなく、当事者である市民活動を行う団体とも連携しながら、寄附を集める努力をしていきたいと考えています。
320	・基金を設けて団体を支援すると言うことだが、お金は集まるのか。	
321	・市長、市職員も基金づくりに大いに参加してもらいたい。	ご意見を参考に、市職員の協力も得られるような効果的な取り組みについて検討していきます。
322	・会員制度で寄附を集める案の中で「様々な特典が得られる」とあるが、例えばどんなことか。	会員の特典として、登録団体からの活動に関する情報の提供、市民活動フェスティバルで行われる有料イベントへの優待券の贈呈、会員限定記念品の進呈などを想定していますが、具体的には今後さらに検討します。
323	・基金の管理は民間に任せてはどうか。寄付金を集める企画は民間の知恵と行動を活用すべき。	寄附金を集めるために民間の協力を得ることは考えていますが、市の施策の一環として基金を設けているため、基金の管理については市が行います。ただ、広く各方面からのご意見を伺いながら進めるために、市民及び事業者も参加する市民活動促進テーブルの協議を踏まえて、適切な運営に努めていきます。

(基金設置の前にすることがある) 3件

番号	意見の概要	市の考え方
324	・資金の支援より、寄附文化を根付かせることの方が重要と思える。	市民活動促進基金を核に市民活動のための寄附文化の醸成を図っていききたいと考えています。そのためにも、ご指摘にあるように、寄附が集まってこそその資金支援となるので、寄附金を集める努力を市民及び事業者との連携のもと行っていききたいと考えています。
325	・市が基金を作るより、目的にあった基金の紹介や国への税制改正の働きかけの方が重要。	札幌市の秘書部で全基金のPRのためのホームページを作成します。また、税制改正の国への働きかけについては、過去に北海道市長会(札幌市含む)が「特定非営利活動法人の税制上の優遇措置について」の要望書を国に提出していますが、今後も機会があるごとに要望されていくものと考えられます。
326	・市民の寄附の前に、行政が無駄を省き、基金を準備するのが第一歩と考える。	札幌市は「市役所改革プラン」における、行財政改革の取り組みの中で、経費の節減や効果的な事務の遂行などに努めているところです。なお、この基金は市民による寄附で市民活動を支える趣旨でありますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

(表現について) 4件

番号	意見の概要	市の考え方
327	・「指定寄附」の部分で、必ずしも希望通りにならない、との記載は必要か。	この基金では、助成を行う際に寄附者の意向を尊重しますが、最終的には市民活動促進テーブルの意見を聴いて市が助成について決めることになるので、「必ずしも寄附者の希望通りにならないことがある」旨をご理解いただくことが必要と考えております。

328	・「どこに助成したのか、助成を受けた団体が資金交付を受けどのような活動を行い、どのような効果があったのか、公表する」ということを入れてはどうか。	ご意見の内容は、助成制度の要綱等の中に盛り込みたいと考えます。
329 ～ 330	・「処分された基金の額を財源」として、という表現がわかりにくい。「市民や事業者から集めた寄附金を財源として」とした方がいい。（2件）	ご意見を踏まえ、わかりやすい表現に改めるのが適切と判断し、「処分された基金の額を財源として、」という表現を、「基金の額を財源として、」に改めます。

(その他) 8件

番号	意見の概要	市の考え方
331	・指定寄附は、NPO等の評価に直結するものの、人気競争になりかねないことが不安。	基金による助成（団体指定助成・分野指定助成）では団体ではなく、活動に着目して行うことから、申請された事業内容について総合的に審査し、判断した結果、助成するしないを決定します。
332	・ワンクリック募金は、セキュリティをしっかりとしてほしい。	ご指摘のとおり、セキュリティ確保に十分留意して行っていきたいと考えます。
333	・基金において「端数倶楽部」はよい方法だと思う。企業に呼びかける前に、市役所で見本をみせてほしい。	ご意見の趣旨などを踏まえて、効果的な取り組みについて検討していきたいと考えています。
334	・市民活動団体には、支払先を限定しない財源が必要であるが、補助金等は人件費に用いることができないため、不足している。	この条例における基金では団体が行う事業に対して助成を行うことになり、寄附金により財源をまかなうことから、助成金額の枠も限られてきますので、経常経費としての人件費等に助成金を充てることまでは現在のところ考えていません。
335	・「市民活動フェスティバル」で、市民や事業者に共感を得てもらうことができるか。PRの方法や機会が課題だと思う。	市民活動フェスティバルでは、市民活動について、わかりやすくPRを行う予定です。PR方法として、市民活動を行う団体が一方的に活動の報告を行うのではなく、例えば、市民向けにわかりやすく、工夫を凝らして活動を発表してもらったり、市民参加でイベントを行ったりするなど、多様な方法が考えられます。また、市民活動を行う団体自らが自発的に寄附を募ったりする場も設け、市民活動の内容と寄附の意義について、広く知っていただく機会として活用します。
336	・公共性が高いが、財政が悪化し事業の継続が困難な団体に、基金から運転資金の助成や経営コンサルを実施してはどうか。	この基金は、公益的な事業に対して助成する制度であり、運転資金の助成や経営コンサルタントを実施するものではありませんので、ご理解のほどをお願い申し上げます。
337	・町内会に住民組織助成金を出している以上、基金からの助成は「バランス」をとらなくてよいのか。	本条例で設置する基金における助成金は、基金により行なう助成金につきましては、それぞれの団体の活動に着目して交付することとしております。一方、住民組織助成金は、団体に着目したもので、主に基礎的な運営に係る経費などに活用されているものであることから、活動のために交付する基金による助成金と性質が異なります。こうしたことから、町内会活動に対する現行制度の助成はその水準を維持するよう努めてまいります。
338	・基金の助成対象に町内会・自治会があるが、別途実施している助成を見直すといったことはあるのか。	